

## 第2節 企業の知的財産戦略の高度化に向けた取組

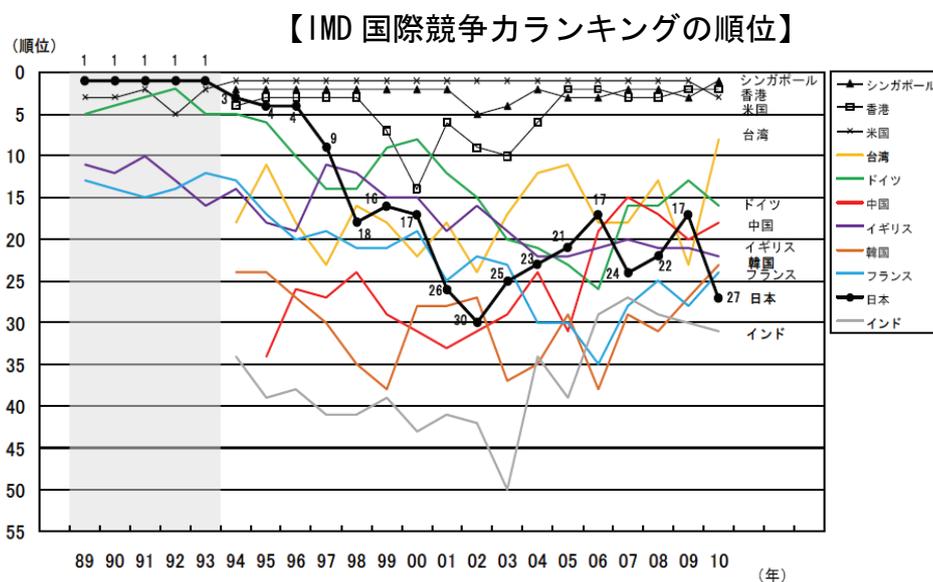
本節では、我が国企業の知的財産戦略の高度化に向けた取組について、1995年から2010年にかけての工業所有権審議会や産業構造審議会、特許庁長官の私的懇談会等でなされた議論、政府で策定した計画とともに、特許庁が実施した企業との意見交換や情報提供等の各種施策を中心に取りまとめた。

### 1. 企業の直面する環境の変化

#### (1) 産業を取り巻く競争環境

我が国産業は、戦後、欧米諸国を範とし、大幅なキャッチアップを遂げてきた。その発展は、順調に拡大する国内市場と広大な海外市場の存在を背景として、良質で安い労働力を基盤に、欧米の先進技術を取り入れ、生産技術を高めることによって、価格競争力で比較優位を得て、世界市場に安く良質な製品を大量に輸出していくことにより達成された。

その後、1980年代から90年代にかけて、高い生産技術と良質な労働力を強みとする我が国産業は、一時は、世界の産業競争力を誇ると評価された<sup>1</sup>こともあったが、ハイテク分野を中心とする米国の競争力強化、アジア諸国の急成長といった国際的な競争環境が変化するなかで、我が国の比較優位を再構築するべく産業政策上の大きな「時代の岐路」に立たされていた。



(備考) 各年の順位は、当該年の年鑑の順位。なお、2003年の年鑑では、人口の規模で2つのグループに分けて順位付けされたため、比較のため2004年の年鑑で遡及計算された2003年の順位を用いている。1989年から1993年まで年鑑では、先進国と新興国（香港・シンガポール等）に分けて、それぞれ順位が付けられている。グラフ上は先進国のみ順位。

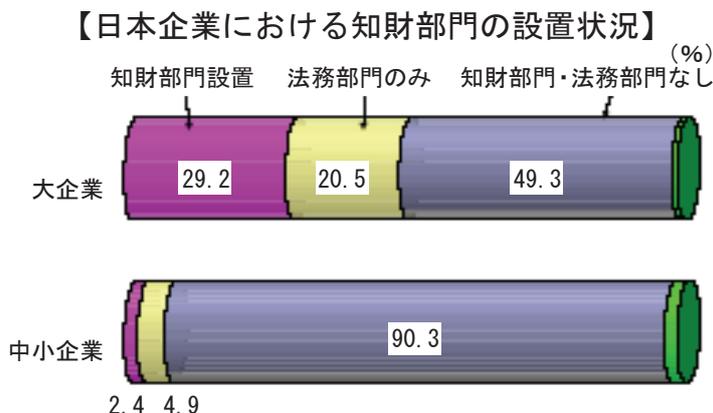
(資料) IMD「WORLD COMPETITIVENESS YEARBOOK (国際競争力年鑑)」より作成

<sup>1</sup> スイスの非営利の研究教育機関である、IMD (International Institute for Management Development、国際経営開発研究所) によれば、1989-1993年の日本の国際競争力ランキングは1位だった。

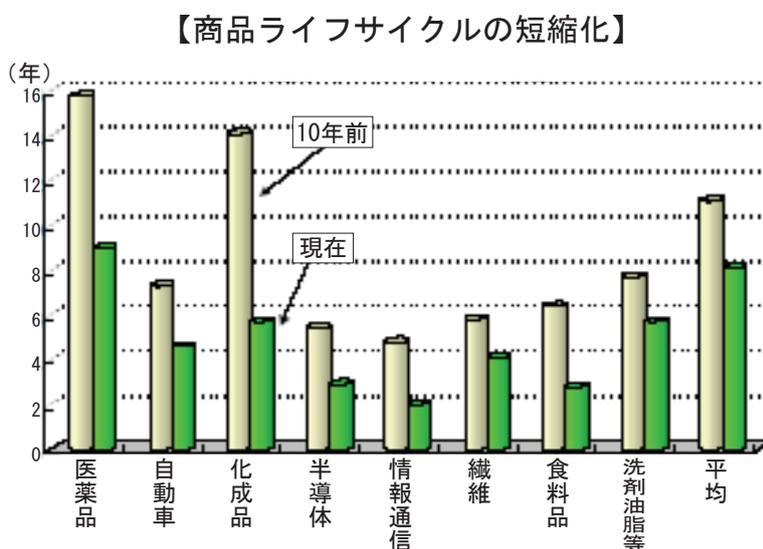
<http://www.imd.ch/research/centers/wcc/index.cfm>



また、④我が国企業で知的財産部門が設置されているのは、大企業でも3割に過ぎず<sup>1</sup>、  
 ⑤商品ライフサイクルの短縮化<sup>2</sup>に伴い、早期の権利取得へのニーズが増大していた。



(資料) 経済産業省「通商白書 2000」より



(資料) 日本経済団体連合会「産業技術力強化のための実態調査」報告書(1998年9月)より

さらに、我が国企業において、他社特許の迂回等戦略的な技術開発を行い、収益・価値を最大化する特許ポートフォリオを作成している企業は少数である等、我が国企業の知的財産の取得・管理において戦略性の欠如が懸念された。また、企業の約20%は営業秘密の漏えいが原因のトラブルを経験し営業秘密の管理が不十分であるとともに、発展途上国との間では意図せざる技術流出が発生する事態<sup>3</sup>となっていた。

<sup>1</sup> 第1回知的財産戦略会議「資料4 知的財産をめぐる状況について」参照。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/dail/s\\_04.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/dail/s_04.pdf)

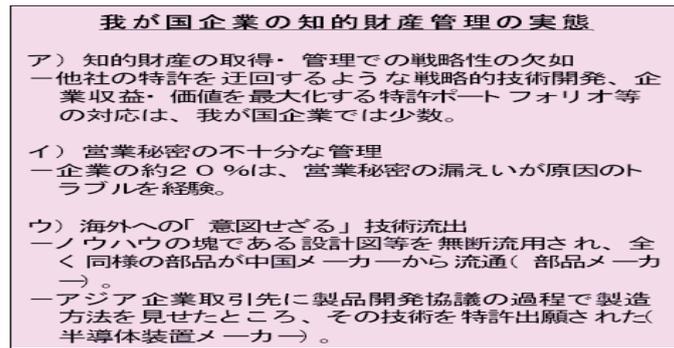
<sup>2</sup> 「産業技術力強化のための実態調査」報告書(社団法人日本経済団体連合会、1998年9月)参照。

<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol201/fig5.html>

<sup>3</sup> 第1回知的財産戦略会議「資料10 産業競争力強化のための知的財産戦略」参照。

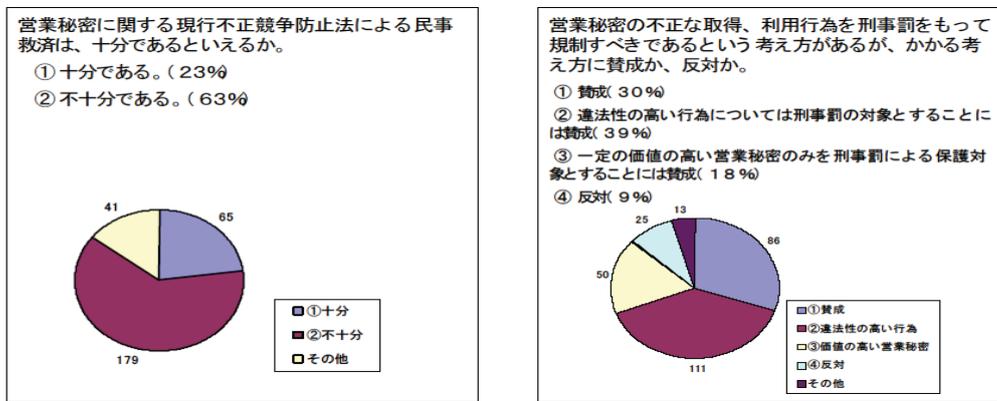
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/dail/s\\_10.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/dail/s_10.pdf)

## 【我が国企業の知的財産管理の実態】



(資料) 第1回知的財産戦略会議「資料10 産業競争力強化のための知的財産戦略」

## 【営業秘密に関するアンケート調査結果】



(資料) 日本知的財産協会所属企業に対する経済産業省アンケート調査(2001年11月)(有効回答企業数285社)

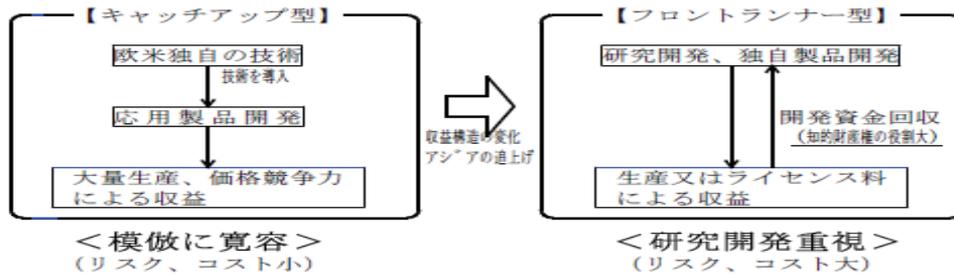
### (3) キャッチアップ型からフロントランナー型への構造変換の推進

我が国産業の競争力を強化するためには、資金、人材、技術といった様々な経営資源の強化や事業環境の整備が必要であり、1990年代前半には既に、我が国産業の科学インフラは世界トップレベルの水準にあり、高い教育水準の良質な労働力を有していた<sup>1</sup>ことから、これからは、技術等の知的創作によって製品の高付加価値化・差別化を図り、新規産業を興し、成熟産業を活性化していくこと<sup>2</sup>が、競争力強化のための重要な柱となるとされた。そして、我が国企業には、①キャッチアップ型からフロントランナー型へ、②フルセット型から重点型へ、③守りから攻め(独自性の発揮、知的財産権等を活用した市場戦略の展開)へとシフトすることが求められた。

<sup>1</sup> 第6章第2節1.(1)【IMD国際競争力ランキング】参照。

<sup>2</sup> 第1章第2節1.(1)及び(2)参照。科学技術基本法(1999年)、科学技術基本計画(2000年7月)等の動きの中でも、独創的な技術開発を行い、新分野での新産業を創生させ、いわば技術と頭脳による国づくり(科学技術創造立国)を進めることが、我が国が21世紀に向けて世界のリーダーとして生き残り得る唯一の道であるとした。

## 【キャッチアップ型からフロントランナー型への構造変化】



※キャッチアップ型からフロントランナー型への構造変化

	キャッチアップ型	フロントランナー型
基本技術	欧米から導入が主体	独創性が必要
産業化	需要や製品イメージが明確	需要や製品イメージが不明確
開発リスク	一般的に小	大
開発マインド	横並び意識	独創性、得意分野開発
知的財産権	改良発明の保護重視	基本発明の保護重視
法改正の主眼	権利申請から取得までの早期化等	十分な権利行使

（資料）工業所有権審議会損害賠償等小委員会報告書—知的財産権の強い保護—（1997年11月）より

企業の知的財産活動の側面からいえば、これまでのようなキャッチアップ型、つまり、欧米企業の発明した中核的特許の周辺技術について大量の特許出願でカバーする等、競争相手に対抗するための防衛的な権利取得だけで甘んじるのではなく、フロントランナー型、つまり、資金、時間、労力のあらゆる面でリスクが高い独創的な技術開発活動を牽引すべく、高度な知的財産戦略を実践することが求められることとなった。

1990年代前半における我が国企業の知的財産の創造・取得・管理を俯瞰すると、特許出願件数からみれば世界最多であったものの、欧米と比べて国内重視の傾向が強く、国際競争力の源となり得る先端技術分野での特許出願は質・量共に十分ではなかった<sup>1</sup>ことから、企業における意識改革の重要性が指摘<sup>2</sup>され、そのための取組を早急に行うことが肝要であるとされた。

<sup>1</sup> 第2章第1節2.、3.及び4. (3)参照。

<sup>2</sup> 工業所有権審議会企画小委員会（1998年7月23日-11月26日）で示された。

## 【意識改革の例】

<p><b>キャッチアップ型</b></p> <p>大量生産、価格競争力による収益: 権利の活用が少ない</p>	→	<p><b>フロンティア型</b></p> <p>高付加価値型生産又はライセンス料・技術移転による収益: 権利活用</p>
<p><b>フルセット型</b></p> <p>量重視: 大量出願、改良特許中心</p> <p>浅く広く: 権利の活用不十分</p> <p>広範な技術を出願対象</p>	→	<p><b>重点型</b></p> <p>質重視: 戦略的出願</p> <p>基本特許中心</p> <p>一点集中強化: 権利活用型出願</p> <p>優位技術重視</p>
<p><b>守り</b></p> <p>権利を防衛的に使用(防衛出願) → 休眠特許</p> <p>待ちの意思決定: 遅い審査請求</p> <p>横並び意識: 大量出願</p> <p>企業知的財産権部門の役割は権利取得</p> <p>追従的: 防衛特許</p>	→	<p><b>攻め</b></p> <p>市場戦略(技術独占による先行者利益の確保や技術を媒介とした取引先の開拓等)のために権利を利用</p> <p>迅速かつ戦略的意思決定: 早期審査請求による迅速な権利化</p> <p>独創性、得意分野開発: 重点型出願</p> <p>企業知的財産権部門の役割は市場戦略のアドバイザー</p> <p>戦略的: 基本特許</p>

(資料) 工業所有権審議会企画小委員会報告書～プロパテント政策の一層の深化に向けて～(1998年11月)より

## 2. 企業の産業財産権に対する意識改革の推進

### (1) 知財戦略大綱

我が国企業の産業財産権に対する意識改革を進めるべく、知的財産戦略大綱<sup>1</sup>(2002年7月3日)において、「我が国企業にとっては、今後、グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務であり、国際競争に耐え得る高度な発明の創造を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく、企業に早急な対応を促す(後略)」とともに、「企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべきである。」と定められた。そして、政府が取り組むべき具体的な方策の一つとして、「企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる」こととした。また、経営者の意識向上と戦略的な特許取得の活用を促進するため、「企業自らが、知的財産を自社の競争力の源泉として経営戦略の中に位置づけ、それを事業活動に組み入れることにより、収益性と企業価値の最大化を図るとともに、知的財産のグローバルな戦略的取得・管理を行うための戦略的なプログラムを策定できるよう指針を策定する」こととした。さらに、企業のノウハウを始めとした技術の海外への「意図せざる」移転の防止を図るため、

<sup>1</sup> 第1章第2節2.参照。知的財産戦略大綱(2002年7月3日)  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>

企業の技術管理・活用戦略の在り方について、企業自らが各企業内の組織整備等を含む戦略的なプログラムを策定することとした。

## (2) 特許戦略計画

知的財産戦略大綱で求められた目標を達成するため、官民挙げて迅速かつ的確な審査を実現し、ひいては、我が国の特許制度が産業競争力の強化に資するべく、必要な体制・制度の整備に取り組むため、特許戦略計画<sup>1</sup>が策定された。本計画では、特許庁の体制整備による審査着手件数の増加だけでなく、企業による審査請求構造改革が不可欠であるとし、そのための支援をすることが必要であるとした。

このため、特許戦略計画では、審査請求構造改革の奨励、促進に必要な施策として、①企業における戦略的な知的財産の取得・管理支援、②特許関連料金の改定による出願人間の費用負担の不均衡是正と審査請求の適正化、③審査請求料金の返還制度導入による審査請求済み出願の見直し促進、④先行技術調査機関の育成と在り方の検討を行う必要があるとした。特に、企業における戦略的な知的財産の取得・管理支援については、我が国において経営戦略の観点から価値の高い知的財産を重視し、知的財産管理を強化する企業行動を促すため、経済産業省で2003年3月に策定した「知的財産取得・管理指針<sup>2</sup>」について、様々な機会を利用して普及・啓発に努めることとなった。戦略的な知的財産の取得・管理においては弁理士の貢献も期待されたことから、このような企業や弁理士による戦略的な活動を評価する指標を提供するため、特許庁が保有している出願人別、代理人別の特許率、先行技術文献開示の動向、記載不備率等のデータの公表を検討することとした。

## (3) 特許審査迅速化・効率化のための行動計画

経済産業省は、「知的財産推進計画2005」における審査順番待ち期間の目標の達成を確実にし、省を挙げての取組を早急に開始するため、2005年12月22日に経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を設置し、2006年1月17日に「特許審査迅速化・効率化のための行動計画<sup>3</sup>」を策定した。産業界における取組支援に関する部分は次のとおりである。

---

<sup>1</sup> 第6章第1節2.(4)参照。

<sup>2</sup> 第6章第1節2.(3)参照。

<sup>3</sup> 「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」(2006年1月17日)

[http://www.meti.go.jp/press/20060117002/3-koudoukeikaku\\_honnbunn-set.pdf](http://www.meti.go.jp/press/20060117002/3-koudoukeikaku_honnbunn-set.pdf)

## 2. 産業界等による取組

産業界等に対して、特許審査迅速化を実現するため、以下の取組を行うよう要請する。

### (1) 出願・審査請求構造の改革

#### ①世界的視野での出願戦略

- ・ 出願内容が世界的に公開されることを踏まえて、国内にのみ出願される出願を厳選するとともに、海外にも出願する出願の割合を増やし、その率（現在平均 18%）を 3 割以上を目処に拡大する。〔グローバル出願 3 割〕
- ・ 国際出願に関連する国内出願は、国際出願との同時審査が可能となるように早期に審査請求を行う。

#### ②出願内容の事前チェックの徹底

- ・ 特許となる審査請求の比率（特許率：現在 49%）を欧米並み（55-60%）に引き上げるため、特許とならない審査請求の比率（黒星）を 2 割削減する。〔黒星 2 割カット〕
- ・ 自社内外の能力を活用し、十分な先行技術調査を行う。
- ・ 特許の可否の見込みについて弁理士の助言を聴取する。

#### ③実効ある社内責任体制の整備

- ・ 知的財産戦略を事業戦略及び研究開発戦略とともに三位一体で推進するための社内体制を整備する。
- ・ 知的財産活動の意思決定に経営者が関与するため、知的財産戦略に一元的に責任を有する者（Chief Patent Officer, CPO）を設置する。〔一元的な責任体制〕

#### ④出願・審査請求後の見直し

- ・ 出願済み案件について、事業化の見込みやコストの削減の観点から審査請求の必要性を慎重に吟味する。
- ・ 審査請求済み案件を洗い直し、審査請求料金一部返還制度を活用して不要な出願を取り下げる。

#### ⑤特許管理行動計画の策定

- ・ 出願・審査請求構造の改革のための具体的取組について、目標設定、行動計画の策定を行う。
- ・ これらを知的財産報告書、知的資産経営報告書等を活用して、年内を目途に公表する。

#### ⑥適切な代理人の選定

- ・ 弁理士の選定に当たって代理業務実績を確認する。

### (2) 代理人（弁理士）の協力

#### ①出願人への助言

- ・ 出願人の出願・審査請求構造の改革に必要な専門的助言を行う。
- ・ 出願後においても権利化の必要性を踏まえた見直しについて適切な助言を行う。

#### ②先行技術文献開示の徹底

- ・ 出願書類における先行技術情報の開示（特許法 36 条による義務）を徹底する。

#### ③的確な出願書類の作成

- ・ 審査効率に資する的確な出願書類の作成を行う。

#### ④弁理士の選定に必要な有益情報の提供

- ・ 「知的財産推進計画」に基づいて専門分野等の公表を行う。

### 3. 産業界・弁理士（会）の取組への支援

#### (1) 積極的な情報提供、要請

##### ①あらゆるレベルでの要請

- ・ 産業界等による取組についてあらゆるレベルでの働きかけを行う。

##### ②多様な機会の活用

- ・ 産業界に対して適切な説明会の設定を要請するとともに、工業会の定例会合、地域知的財産戦略本部等を効果的に活用し、適切な情報提供を行う。

#### (2) 企業の先行技術調査能力・審査結果予測能力の向上に対する支援

##### ①（独）工業所有権情報・研修館における研修

- ・ 審査官のノウハウを含め、先行技術調査の実施に必要な能力の取得を目指した研修を行う。

##### ②特許電子図書館（IPDL）の利便性の向上

- ・ 審査経過情報へのアクセスをより容易にする。
- ・ テキスト検索の際の入力機能の向上等、検索機能を強化する。
- ・ 出願内容を一括して印刷する機能を強化する。

##### ③技術分野別判決集の公表（判決情報の活用）

- ・ 審査結果の予測性の向上に資するため、ビジネス分野（2005年9月）に続き、バイオ分野（2005年度内）等において公表を行う。

##### ④「特許検索ガイドブック」の拡充

- ・ 出願人からの要請を踏まえ審査官のサーチノウハウを判り易く解説するため、2004（平成16）年度内の12分野に続き、2005年度内にも13分野の「特許検索ガイドブック」を公表する。

#### (3) 審査請求済み案件の取下げ促進策

##### ①審査請求料返還制度利用の拡充

- ・ 審査請求済案件の取下げ時における審査請求料返還制度について、全額の返還を含めて、拡充することを検討する。

##### ②取下げ有効期間の明示

- ・ 審査着手時期見通し情報の更新を、現在の年2回から4回に増やす。

#### (4) 主要企業・代理人の出願・審査請求関連情報の提供

##### ①企業別・産業別情報

- ・ 大手出願企業、産業別の特許率・黒星率（2.（1）②参照）、出願・審査請求取下げ動向等を公表する。

##### ②代理人関連情報

- ・ 弁理士の出願関連活動状況について情報提供を行う。

#### (5) 出願人・代理人の貢献に対する表彰制度

- ・ 発明の日（毎年4月18日）における知的財産功労者表彰を活用して、特許審査迅速化に貢献した企業、弁理士等を顕彰する。

#### (4) イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン

特許審査迅速化・効率化推進本部において、2006年1月に策定した行動計画の進捗よく状況を点検しつつ、「経済成長戦略大綱」等を踏まえ、新たな特許行政の基本方針である「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン<sup>1</sup>」（4分野・20項目）を2006年10月20日に取りまとめた。産業界における取組支援に関する部分は以下のとおりである。

##### 第3 企業における戦略的な知財管理の促進

###### 1. 企業による戦略的な知財管理に向けた取組の慫慂・支援

###### (1) トップ懇談の着実な実施

企業における知財の戦略的な管理とそのため体制整備を推進するため、特許庁長官・特許技監と企業トップとの意見交換を随時実施。本年度中に合計50社と懇談することを目標とする。

###### (2) 「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）の策定・公表

企業からのヒアリングを行いつつ、（財）知的財産研究所において、権利取得の各段階における管理手法、知財管理体制の在り方等に関し検討を行う。その検討をベースとし、2007年度中に「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）をとりまとめ公表する。

###### (3) 「特許戦略懇談会」の開催

2007年度初頭を目途として、トップ懇談、産業構造審議会知的財産政策部会における検討結果等を踏まえつつ、経済産業大臣と産業界等の有識者が意見交換を行う「特許戦略懇談会」を開催する。

#### (5) イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007

特許審査迅速化・効率化のための行動計画の数値目標を改定するとともに、プランの重点施策を拡充・一体的に取りまとめ、プランを深化・発展させる形で「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007<sup>2</sup>」を策定・公表した。産業界における取組に関する部分は以下のとおりである。

##### 3. 企業における戦略的な知財管理の促進

###### (1) 企業による戦略的な知財管理に向けた取組の慫慂・支援

###### ① トップ懇談等の着実な実施

企業における知財の戦略的な管理とそのため体制整備を促すため、特許庁長官・特許技監と企業（出願上位企業を中心とする）のトップとの意見交換を随時実施しているところ（2007年1月24日までに29企業及び13団体との懇談を実施）、2007年3月までに、合計50企業・団体との懇談を行うことを目標とする。2007年度においても、引き続き、出願上位企業を中心として、特許庁長官・特許技監と企業経営層及び業界団体との意見交換に加え、特許庁幹部と企業の知財責任者との意見交換を着実に実施する（2007年度内に合計80社との懇談・意見交換を行うことを目標とする）。

<sup>1</sup> 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」（2006年10月20日）

<http://www.meti.go.jp/press/20061020001/innovation-press-release.pdf>

<sup>2</sup> 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」（2007年1月25日）

<http://www.meti.go.jp/press/20070125001/amariplan-p.r.pdf>

## ② 「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）の策定・公表

企業からのヒアリング（2007年1月24日時点で106社について実施）を行いつつ、権利取得の各段階における管理手法、知財管理体制の在り方等に関し、検討を行う（2007年3月まで）。また、その検討をベースとし、産業構造審議会知的財産政策部会の意見を聴取しつつ、「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）を策定・公表する（2006年度内又は2007年度初頭を目途とする）。

## ③ 「特許戦略懇談会」の開催

2007年度前半を目途として、トップ懇談、産業構造審議会知的財産政策部会における「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）の検討結果等を踏まえつつ、経済産業大臣と産業界等の有識者が意見交換を行う「特許戦略懇談会」を開催する。

## ④ 優れた知財活動を行う企業の顕彰

発明の日（4月18日）の知財功労賞の一環として、海外出願率、特許査定率等の優れた知財活動を行う特許戦略優良企業に対し表彰を行う。また、知財を有効に活用している企業の事例を幅広く収集し、07年4月に紹介する（「知財で元気な企業2007」（仮称）の策定・公表）。

## ⑤ 企業の知財戦略立案に資する情報提供の推進

2007年6月又は7月に公表予定の「特許行政年次報告書2007年版」において、特許制度利用上位企業について、海外出願率、特許査定率等の情報を提供する。

また、企業の知財戦略策定に資するよう、2007年度中に、各企業の特許出願件数や審査実績の経年情報等のデータを取得できる「特許戦略ポータルサイト」（仮称）の試行を開始する。

## ⑥ 出願・審査請求構造の改革

出願・審査請求構造の改革の実現を目指し、あらゆる機会を通じて企業との意見交換を行い、1)世界的視野での出願戦略の推進、2)出願内容の事前チェックの徹底、3)実効ある社内責任体制の整備を慫慂するとともに、2007年度中に、製造業局等及び特許庁が協力して取組状況につきフォローアップを行う。

### 1) 世界的視野での出願戦略の推進

海外事業戦略の強化、意図せざる技術流出防止の観点から、国内における出願を厳選するとともに、海外にも出願する出願の割合を増やすよう慫慂する。その結果、全体で、海外への出願比率3割の実現を目指す。（2005年：22%）。

### 2) 出願内容の事前チェックの徹底

研究開発効率の向上、事業リスク低減の観点から、出願前、審査請求前、審査着手前等に、適時適切な先行技術調査を行い、特許となる審査請求の比率を高めるよう慫慂することを通じ、2005年において49.1%となっている我が国の国内出願の特許査定率について、全体で、海外にも出願する国内出願や欧米における出願並みの数値（2005年：55-60%）の実現を目指す（特許査定率2割向上）。

### 3) 実効ある社内責任体制の整備

知財戦略、事業戦略及び研究開発戦略を三位一体で推進する観点から、知財戦略に一元的に責任を有する者CPO（Chief Patent Officer）、CIPPO（Chief Intellectual Property Officer）の設置など、企業内における知財体制整備を慫慂する（一元的な管理体制）。

### 3. 企業の戦略的な知的財産管理に向けた取組

#### (1) 企業と特許庁との意見交換会

企業と特許庁との意見交換会は1976年から継続して実施している。意見交換の内容は時代に応じて変化してきたが、知的財産戦略大綱（2002年7月3日）、特許戦略計画、特許審査迅速化・効率化のための行動計画、イノベーション促進のための特許審査改革加速プランが策定されてからは、企業における知的財産戦略の高度化に向けた取組に資するべく、特許庁が拡充・整備してきた諸施策の紹介とその利用の推奨や、企業の知的財産活動（特許出願件数や審査請求件数等の権利取得活動や諸施策の利用状況等）について統計的な分析結果を紹介する等、意見交換の内容を充実させつつ積極的に進めてきた。2009年に行われた意見交換会の主な内容は以下のとおりである。

- ・ 企業の知的財産戦略と社内体制の整備
- ・ 我が国での早期権利化
- ・ 諸外国での知的財産戦略
- ・ 先行技術調査の充実
- ・ 特許審査着手見通し時期の利用と、審査請求料返還制度・情報提供制度等の利用
- ・ 審査請求料支払繰延制度の利用
- ・ 知財戦略事例集の紹介

#### (2) 特許評価指標・知財戦略指標

産業界における知的財産権の積極的活用のため、1999年4月に特許評価指標（試案）と知財戦略指標を取りまとめ公表した。さらに、2000年には、これら2つの指標を踏まえ、特許評価指標については、より技術移転の際の利用に適した特許評価指標（技術移転版）を作成した。また、知財戦略指標については、企業の自己評価をより行いやすくなるよう、指標を知財戦略ステージ毎に取りまとめた知財戦略指標（改訂版）を作成した。

#### (3) 先使用権制度ガイドライン<sup>1</sup>

2006年6月、先使用権制度の明確化と先使用権の立証手段の具体化を図り、先使用権制度が円滑に活用されることを目的として、判例、通説や企業における実態等を参考に「先使用権制度ガイドライン」を作成し、公表した。また、このガイドライン公表後に出された裁判例を収集した「先使用権に関連した裁判例集」も公表し、内容を適宜更新している。

#### (4) 知財戦略事例集<sup>2</sup>

2007年4月、各企業が自社に最適な知的財産戦略を構築し、具体的に実行するに当たり

<sup>1</sup> 「先使用権制度の円滑な活用に向けて－戦略的なノウハウ管理のために－」（2006年6月）

[http://www.jpo.go.jp/shiryuu/s\\_sonota/pdf/senshiyouken/guideline.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryuu/s_sonota/pdf/senshiyouken/guideline.pdf)

<sup>2</sup> 「戦略的な知的財産管理に向けて－技術経営力を高めるために－〈知財戦略事例集〉」（2007年4月）

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/chiteki\\_keieiryoku/01.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/chiteki_keieiryoku/01.pdf)

考慮すべき観点や留意点を示すため、企業経営において知的財産を積極的に活用している国内外企業 150 社（中堅・中小企業、海外企業を含む。）からのヒアリング結果を基に、約 600 件に及ぶ成功・失敗事例を取りまとめ、「戦略的な知財管理に向けて－技術経営力を高めるために－〈知財戦略事例集〉」として公表した。

## (5) 知的財産戦略の策定に役立つ情報の提供

### ①特許制度利用上位企業の特許出願・審査請求関連情報の公表

特許制度利用上位企業 200 社について、業界別に、日本国への特許出願・審査請求の状況、一次審査における特許要件の充足率、グローバル率、特許査定率等について、特許行政年次報告書（2006 年版以降）で公表している。なお、2010 年度から、共同出願人を含む全出願人データを公表<sup>1</sup>した。

### ②特許戦略ポータルサイトを通じた情報提供

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に資する情報提供を行うため、特許庁ホームページ上に「特許戦略ポータルサイト<sup>2</sup>」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。

### ③自己分析用データの提供

特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している<sup>3</sup>。これは、企業ごとに自社の特許出願件数や審査実績等について過去10年分のデータを収載したものである。ダウンロードしたデータを加工することで、出願年、発明者、技術分野ごとの特許率や、記載要件違反などの拒絶理由通知率等を分析できるものとなっている。2009年4月末時点で利用者は1,000社を超えた。

また、2010年2月には、利用者の声や企業と特許庁との意見交換会で寄せられた要望を踏まえて、新バージョンをリリースするとともに、自己分析用データの「活用事例集」と「用語集」を公表した。新バージョンに盛り込まれた新たなデータは以下のとおりである。

- ・共同出願人に関する情報（従来は筆頭出願人のみ）
- ・年度別（4月から翌年3月）データ（従来は西暦年別のみ）
- ・単一性（37条）、先願（29条の2、39条）に関する情報（従来は新規性（29条1項）、進歩性（29条2項）、記載要件（36条）のみ）
- ・特許権の存続期間に関する情報

<sup>1</sup> 特許行政年次報告書 2009 年版までの上位企業 200 社は、筆頭出願人データに基づいて公表していた。なお、筆頭出願人とは、一者単独の出願の場合は当該出願人、共同出願の場合は出願人の欄で筆頭に記載されている出願人を指す。

<sup>2</sup> 特許戦略ポータルサイト [http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku\\_01.htm](http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm)

<sup>3</sup> インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。